

「障がい者スポーツ普及振興事業支援金」募集要項

1 趣 旨

本県の障がい者スポーツの一層の発展を図るため、県内の団体等が行う障がい者スポーツの普及振興につながる事業の提案を募集し、その経費に対し当協会が支援金を交付します。

2 提案できる方の要件

事業を提案できる方は、県内のスポーツ関係団体（当協会の加盟団体は除く。）、福祉団体、教育関係団体、その他の団体（個人又は団体が構成員として参加する実行委員会等を含む）とします。

3 提案できる事業の要件

支援金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、県内の障がい者スポーツの普及・振興につながることを目的とした次に掲げる事業とします。

- (1) 障がい者のスポーツ人口の拡大のための事業
- (2) 障がい者スポーツ選手の競技力向上のための事業
- (3) スポーツを通じた社会の障がい理解の促進等に資する事業
- (4) その他障がい者スポーツの普及振興に資する事業

※調査研究のみの事業や県等から補助金の交付を受けている事業等は対象外です。

4 支援金の対象経費

支援金の交付対象となる経費は、事業の実施に要する経費から、以下の経費及び特定財源の額を控除した経費とします。

- (1) 対象外経費
 - ア 団体の運営費及び人件費並びに施設の維持管理経費
 - イ 食糧費
 - ウ その他理事長が不相当と認める経費
- (2) 特定財源
 - ア 事業収入（参加者負担金等）
 - イ 寄附金等

5 支援金の交付額

支援金の交付額は予算の範囲内とします。なお、支援金の総額は20万円です。

6 事業の実施期間

支援金の対象となる事業の実施期間は、平成 29 年 2 月 28 日までとします。

7 募集期間及び提出書類

(1) 募集期間

募集期間は、平成 28 年 8 月 1 日（月）から平成 28 年 8 月 22 日（月）（必着）までとします。

(2) 提出書類

ア 障がい者スポーツ普及振興事業支援金申請書（様式第 1 号）

イ 応募団体概要（様式第 2 号）

ウ 事業計画書（様式第 3 号）

エ その他参考資料（様式任意）

(3) 書類提出先

一般財団法人長野県障がい者スポーツ協会（住所等は末尾に記載）

(4) 応募にあたっての留意事項

ア ご提出いただいた書類はお返しいたしません。

イ 選考経過等に関するお問い合わせには応じられません。

ウ 支援金の対象となった事業は、提案者名や事業結果等を当協会ホームページで公表します。

エ 応募にかかる費用は、すべて提案者の負担になります。

8 選考方法

選考は書類選考で行います。

選考の主なポイント

① 募集要件との整合

② 事業実施の確実性

③ 成果目標の内容

④ 事業の継続性、発展性

9 交付申請

選考の結果、支援金の対象となった事業の提案者は、交付申請書を後日指定する日までに提出していただきます。（事業計画書等を添付）

10 実績報告書の提出

支援金の対象となった事業が完了したときは、提案者はその事業完了後 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出していただきます。（決算書及び証拠書類等を添付）

11 支援金の交付請求

支援金は、概算払いも可能です。

12 帳簿及び証拠書類の保管

事業に関わる帳簿又は証拠書類は、事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存してください。

13 問合せ先及び送付先

一般財団法人長野県障がい者スポーツ協会

(担当) 半田直道 (事務局長)

〒381-0008 長野市大字下駒沢 586

電 話 : 026-295-3661

F A X : 026-295-3662

M a i l : nsad@nifty.com